

埼玉県小学生バレーボール連盟役員選考委員会規程

(設置)

第1条 本連盟に、埼玉県小学生バレーボール連盟規約第9条第12項により、役員選考委員会規程を定める。

(目的)

第2条 この委員会は、本連盟役員選出が円滑に行われることを目的とする。

(委員の構成と選任)

第3条 選考委員の構成は地域及び専門性を考慮し、次のとおり選任する。

2 委員の構成

(1) 常任理事から2名

専門委員会委員長並びに地区委員会委員長から各1名

(2) 理事から1名

3 委員の選任

(1) 常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(2) 同じ者が2回連続して選考委員にはなれない。

(3) 第1回選考委員会で選考委員長を選出する。

(委員会の設置および任期)

第4条 委員会の設置は改選期ごとに設置し、委員の任期は、選考過程並びに候補者氏名を理事会に推薦し、総会で承認を得たのち任務を終え解散する。

(選考)

第5条 選考する候補者は、規約第6章の役員の選出に基づき、会長1名、副会長若干名、理事長1名とする。

(変更)

第6条 この規程は、理事会の3分の2以上の賛成により変更することができる。

(附則)

この規程は、令和4年4月9日より適用する。